

例 言

1. 本書は、文化的景観資料集成の第3集として、文化財保護法に基づく重要文化的景観の概要と文化的景観保存計画の抜粋、ならびに、文化的景観価値調査報告書の目次一覧、官報告示関係資料、文化的景観として登録された世界遺産に関する情報を収録したもので、五部から構成される。
2. 「Ⅰ 文化的景観保存計画の概要」は、平成27年10月時点での重要文化的景観の一覧及び平成25年4月から平成27年10月に選定された重要文化的景観の概要と同保存計画の抜粋を収録したものである。

重要文化的景観一覧については、選定年月日、面積、選定基準等の情報や、景観計画、景観条例、その他関連条例・計画等を一覧にまとめ、掲載した（平成27年10月までの事項について記載）。

重要文化的景観の概要については、文化庁が公表した重要文化的景観の選定説明文書に準ずるものとして、『月刊文化財』（文化庁文化財部監修、第一法規株式会社発行）各号の重要文化的景観選定の説明文章を転載し、位置図、写真を併せて掲載した。

文化的景観保存計画については、「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則」（平成17年3月28日文科科学省令第10号、最終改正：平成23年6月29日文科科学省令第24号）で保存計画への記載事項として定められている、1. 文化的景観の位置及び範囲、2. 文化的景観の保存に関する基本方針、3. 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項、4. 文化的景観の整備に関する事項、5. 文化的景観を保存するために必要な体勢に関する事項、6. 文化的景観における重要な構成要素、に関する計画内容を抜粋して掲載した。また、重要な構成要素一覧、位置図については、各保存計画に記載のない場合は、重要文化的景観所在市町村提供資料等を掲載した。

なお、『月刊文化財』説明文章及び各保存計画の中で、計画改訂や記載内容に明らかな誤記がある箇所に関しては一部修正した。
3. 「Ⅱ 追加選定の概要」は、平成25年4月から平成27年10月に追加選定された重要文化的景観の概要について、前項に準ずるかたちで収録したものである。なお、対象期間内に新規選定、追加選定がともに実施された重要文化的景観については、「Ⅰ 文化的景観保存計画の概要」にあわせて収録した。
4. 「Ⅲ 文化的景観価値調査報告書目次一覧」は、平成25年4月から平成27年3月に刊行された文化的景観の価値調査報告書の目次を収録するとともに、それ以前に刊行されたものについても補遺した。
5. 「Ⅳ 官報告示関係資料」は、平成27年10月までに官報に告示された重要文化的景観の区域及び「重要な家屋及び当該家屋の敷地の用に供される土地」について一覧とし、収録したものである。
6. 「Ⅴ 世界遺産における文化的景観」は、平成27年7月現在、文化的景観として登録された世界遺産について、各資産の基礎的情報及びその保護に関する国際的動向について整理し、収録したものである。
7. 掲載図版・写真は、一部を除き、重要文化的景観所在の各市町村提供によるものである。
8. 本書での重要文化的景観選定地等の掲載順序は、自治体コード順を基本とする。ただし、「四万十川流域の文化的景観」については、四万十川の源流から下流までの流域順に整理した。
9. 本書は、景観研究室員の合議を踏まえ、菊地淑人（文化遺産部景観研究室アソシエイトフェロー）が編集を担当し、恵谷浩子（同研究員）、水牧達志（京都大学大学院生）がこれを補佐した。また、本文の図表作成等は、十倉亜希、御田智子、渡邊佳奈の助力を得た。
10. 本書を刊行するにあたり、重要文化的景観所在の各市町村から、図版等の提供、転載許諾及び掲載内容の確認・修正等を頂いた。ご協力頂いた各市町村の文化的景観担当者の方々、文化庁文化財部記念物課、第一法規株式会社、関係者各位に厚く御礼申し上げます。